



G 7 下院議長会議
2026 年 9 月 10～12 日、パリ
共同宣言

1. 我々、G 7 各国の下院議長は、欧州議会議長及びウクライナ最高会議議長とともに、2026 年 9 月 10 日から 12 日までフランス・パリにおいて会合を開催した。

第 24 回となる今回の会合は、民主主義において議会が果たす極めて重要な役割を改めて確認するとともに、議会間協力を一層強化するよう呼びかける機会となった。

我々は、国民の懐疑的な見方が強まる中、議会がその活動の透明性と開放性を高め、国民や国民社会との関わりを一層深めることによって、国民との信頼関係をいかに強化できるかについて議論した。

また、世界的な危機がますます世論や政治的議論に影響を及ぼす時代にあつて、外交・安全保障政策の分野において議会がいかに監視機能及び権限を行使すべきかについて検討した。

さらに、我々議会がその活動において使用すると同時に、立法を通じて規制しなければならない新たな技術である人工知能（A I）の活用について、それぞれの経験及び共通の課題を共有した。

2. 我々は、紛争を平和的に解決するための外交及び多国間協力への取組を改めて確認する。

我々は、G 7 エビアン・サミット及び地政学的課題に関する G 7 首脳声明を踏まえ、ロシアによる進行中の侵略に立ち向かうウクライナへの揺るぎない支持を改めて強く表明する。

また、自由、主権及び領土の一体性を守るために闘うウクライナ国民に対し、全面的な連帯を改めて表明する。

我々は、独立の維持と、公正かつ永続的な平和のために闘うウクライナを引き続き支持する。また、ウクライナの欧州統合への志向及び欧州・大西洋の共同体におけるウクライナの地位に対する支持を再確認する。

3. 中東については、地域全体の人々に平和と安全をもたらす、強固かつ包括的なイランとの外交的合意を強く支持するとともに、制限や通航料のない自由な海上通航の権利を再確認する。また、イランが地域内外にもたらす脅威に対処し、同国が決して核兵器を取得しないよう確保する必要性を強調する。

レバノンについては、ヒズボラーの武装解除を可能にし、同国の主権を尊重した恒久的な停戦が実現されなければならない。

ガザ地区については、人道支援及び復興支援の加速化、並びに、ハマスの武装解除を含む政治・治安上の関連措置の迅速な実施を支持する。

ヨルダン川西岸地区については、暴力とテロの終結、及び民間人の保護を求める。

アフリカについては、スーダンにおける敵対行為の即時停止、民間人の保護、そして世界最大の避難民・飢餓危機に対処するための妨げられることのない人道支援へのアクセスを求めるとともに、平和的かつ包摂的な、スーダン国民が主導する政治プロセスに向けた新たな取組を支持する。

Ⅰ 議会をより開かれ、透明で、国民にとって利用しやすいものとする

4. 我々は、多くの民主主義国において、公的機関、とりわけ議会及び選挙で選ばれた代表者に対する国民の不信が高まりつつあることに懸念を表明する。この傾向は、一部の国で見られる投票率の低下にも表れている。

しかしながら、地方選挙及び国政選挙は、市民が自らの意思及び政治的選択を表明する機会を提供するものであり、民主主義の根幹であり続けている。

もっとも、民主主義は投票で終わるものではない。民主主義を活性化し、国民の政治への信頼を回復するためには、我々は議員として、民主主義のプロセスをより効果的に説明するとともに、国民に自分たちの生活に影響を及ぼす意思決定により深く関与してもらうために、あらゆる機会を逃さずに活用する

必要がある。

5. 我々は、民主主義を支えるために役立つ様々な手段について議論した。

これには、議会をすべての国民により開かれたものとする取組、議会審議の放送、立法活動へのアクセスを可能とするデジタルツールの充実に加え、請願、国民会議、様々なパブリック・コンサルテーションの手法、教育プログラム及びアウトリーチ活動の実施等が含まれる。

6. 我々は、議会によって実施又は支援されているこれらの取組が、立法活動の透明性を高め、公共的議論への参加機会を拡大するとともに、議会を社会全体に開かれたものとすることに貢献していることを評価する。

これらの取組は、民主主義を弱体化させる国民の政治不信に対処する上で、効果的な役割を果たしている。

II 外交・安全保障政策における議会の固有の役割の強調

7. 議会は、各国の外交・防衛政策に関する権力の均衡において、基本的な役割を果たしている。もっとも、それぞれの憲法上の伝統に従い、国際関係の方針を決定し、それを遂行する主たる責任は、行政府が担っている。

その結果、議会はこれらの政策の正統性、透明性及び民主的統制の確保に寄与している。

8. 議会は不可欠な責務を果たしている。

すなわち、予算を承認し、とりわけ政府による議会での説明を通じて政府の活動を監視するとともに、一部の国では、国家安全保障及び国際法上の要請を尊重しつつ、海外派遣される軍事活動や情報活動を承認又は監督、あるいは審査することもできる。

また、特定の国際条約及び国際協定の批准を承認する手続も、議会の重要な機能の一つとなっている。

9. このような中、議会外交は、人と人との対話及び橋渡しを行う有益な手段であり、各国政府による外交努力を補完し、より充実させ、その広がりを拡大するものである。

我々は、この分野において議長が発揮している指導力及び積極的な取組を高く評価するとともに、「現場」に根ざした外交を促進する議会間協力及び交流の貢献を歓迎する。

Ⅲ 議会における人工知能（ＡＩ）がもたらす新たな課題への対応

10. 人工知能は、議会運営の改善及びその実効性の向上に向け、大きな可能性を有している。

ＡＩは、立法手続の効率化、議会活動への国民のアクセス向上、審議の翻訳・文字起こしの円滑化、立法調査及び分析の補完、サイバーセキュリティの強化に寄与し得る。

また、ＡＩは革新的なデジタルツールを通じて、国民参加を一層促進する可能性も有している。

11. もっとも、我々は、人工知能の開発及び利用が重大な課題を伴う可能性があることを認識する。

アルゴリズムの偏り、システムの限界や誤作動、偽情報や情報の操作に伴うリスク、個人情報保護及びサイバーセキュリティに対する脅威といったリスクに対応するためには、安全かつ確実で、主権が確保され、人間中心かつ社会に利益をもたらすＡＩの利用を実現するための、広く国民との協議によって強化された強固な民主的ガバナンスが必要である。

12. このため、我々は、議会において人工知能を賢明かつ責任ある形で活用するため、既に講じている措置又は検討中の措置について意見交換を行った。

また、議会事務局の業務及び議員の職務遂行においてＡＩの潜在力を最大限活用する必要性を認識しつつ、この分野における国際的な議会機関の取組を歓迎する。

我々は、今後もベストプラクティスに関する意見交換を継続することを決定する。

（了）